

米軍基地普天間飛行場の固定化を許さず 即時閉鎖・早期返還の実現に関する意見書

米軍基地普天間飛行場返還について、平成8年の日米両政府によるSACO合意から既に19年が経過している。当時の橋本総理大臣とモンデール駐米大使との共同記者会見において「普天間飛行場は今後5年乃至7年以内に全面返還される」という日米合意が発表された。しかし、いまだに返還は実現されていない。

返還合意の原点は「住宅密集地で街の真ん中にあり、万が一事故が発生すると人命を失うおそれが高い普天間飛行場の早期の危険性除去」である。

しかしながら、現在の政府と沖縄県の米軍基地普天間飛行場に関する議論は移設先だけに終始してしまっている感があり、当事者である宜野湾市民として不安、危惧を抱かずにはいられない。

このままでは、同飛行場は宜野湾市内にとどまるおそれがあり、市民にとって決して許されるものではなく、耐えられないものである。

これまで本市議会は、11年前の沖縄国際大学への大型ヘリ墜落炎上事故など事件・事故が起こるたびに一貫して日本政府及び関係機関に1日も早い危険性の除去、閉鎖・返還を要請してきた。

このような中、現地時間の9月2日午後9時頃、米国南部の海兵隊基地において、夜間訓練中の大型ヘリコプターCH53-Eが着陸に失敗し、乗っていた海兵隊員1人が死亡、11人が負傷する事故が発生した。普天間飛行場には同型ヘリが8機常駐し、夜間の離発着、飛行訓練も頻繁に行われている。

このまま返還がおくれ、同飛行場が固定化及び現状維持となれば、恐怖と犠牲を強いられるのは宜野湾市民にほかならない。戦後70年もこうむってきた基地被害をこれ以上市民に強要することは絶対許されるべきではない。

よって本市議会は、9万7千余の市民の尊い生命や財産を守るために「普天間飛行場を絶対固定化することなく、1日も早い閉鎖・返還と目に見える形で危険性の除去及び基地負担軽減の実現」を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月25日

沖縄県宜野湾市議会

〈あて先〉

内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣

外務省沖縄担当大使、沖縄防衛局長、沖縄県知事